

**電気供給業を行う法人の  
法人事業税について**

令和3年1月

長野県・県税事務所

## 目次

1	電気供給業を行う法人の法人事業税の概要.....	1
2	税額の計算方法 .....	2
3	課税標準の計算方法 .....	3
	(1) 課税標準となる収入金額の計算方法.....	3
	(2) 課税標準となる所得金額の計算方法（小売電気事業及び発電事業のみ） .....	6
	(3) 電気供給業以外の事業を併せて行う場合の計算方法.....	7
	(4) 二以上の都道府県に事業所等を設けて事業を行う場合 .....	9
3	申告書に添付する書類.....	11
4	よくあるご質問 .....	13

この冊子における法令は次の略語（用語）を用いています。

法・・・・・・地方税法

令・・・・・・地方税法施行令

規則・・・・・・地方税法施行規則

通（県）・・・・ 地方税法の施行に関する取扱について（道府県税関係）

所得等課税事業　　・・・・地方税法第72の2第1項第1号に掲げる事業  
（以下以外の事業）

収入金額課税事業　・・・・地方税法第72の2第1項第2号に掲げる事業  
（送配電事業、ガス供給業、保険業等）

収入金額等課税事業・・・・地方税法第72の2第1項第3号に掲げる事業  
（小売電気事業、発電事業）

# 1 電気供給業を行う法人の法人事業税の概要

電気供給業については収入金額を課税標準とする収入割を申告してください。

ただし、令和2年4月1日以降開始事業年度においては、電気供給業のうち電気事業法に規定する小売電気事業及び発電事業等を行う場合、収入割と併せ、当該事業に係る所得金額を課税標準とする所得割\*を申告してください。

※資本金又は出資金の額が1億円を超える法人（外形標準課税対象法人）は所得割に代えて付加価値割と資本割を申告してください。

(法72条の2、72条の12)

## ○ 地方税法に定める電気供給業

	事業区分	概要
電 気 供 給 業	発電事業	電気事業法第2条第1項第14号に規定する発電事業又は自らが維持し及び運用する発電用の電気工作物を用いて他の者の需要に応じて供給する電気を発電する事業をいいます。
	一般送配電事業	電気事業法第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業をいいます。
	送電事業	電気事業法第2条第1項第10号に規定する送電事業又は自らが維持し、及び運用する送電用の電気工作物により一般送配電事業者と同項4号に規定する振替供給を行う事業をいいます。
	特定送配電事業	電気事業法第2条第1項第12号に規定する特定送配電事業をいいます。
	小売電気事業	電気事業法第2条第1項第2号に規定する小売電気事業又は他の者の需要に応じて電気を供給する事業をいいます。

※ 再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）の固定価格買取制度の実施等により電気供給業を行う場合は発電事業に該当します。

現に電気を供給しているという実態があれば、電気事業法に基づく許可を要する事業であるか否かを問いません。（通（県）3章4の9の2）

## 2 税額の計算方法

以下の事業区分に応じて、各割を計算したのち、その合算額を法人事業税として申告してください。

(法 72 条の 2、通 ( 県 ) 3 章 4 の 9 の 9)

### ○ 事業区分による申告内容 (令和 2 年 4 月 1 日以降開始事業年度<sup>※1</sup>)

事業区分 法人区分	電気供給業 (発電事業及び小売電気事業除く)	発電事業又は小売電気事業	その他の事業 (所得等課税事業)
資本金の額が 1 億円以下の法人	収入割 <sup>※3</sup>	収入割 <sup>※3</sup>	所得割 <sup>※3</sup>
		所得割	
資本金の額が 1 億円超の法人 <sup>※2</sup>	収入割 <sup>※3</sup>	収入割 <sup>※3</sup>	所得割 <sup>※3</sup>
		付加価値割	付加価値割
		資本割	資本割

※1 令和 2 年 3 月 31 日までに開始した事業年度については収入割のみを申告します。

※2 特定目的会社、投資法人、一般社団 (財団) 法人を除きます。

※3 割を基準とした特別法人事業税又は地方法人特別税 (国税) が別途課されます。

### ○ 税率 (電気供給業に係る部分のみ掲載)

事業区分	割区分	令和 2 年 4 月 1 日以降開始事業年度	
		税率	収入割に対する特別法人事業税率
電気供給業 (発電事業又は小売電気事業を除く)	収入割	1.0%	30%
発電事業又は小売電気事業	収入割	0.75%	/
	所得割	1.85%	
	付加価値割	0.37%	
	資本割	0.15%	

注 1) 令和 2 年 3 月 31 日以前開始事業年度、その他の税率は長野県ホームページに掲載する税率表をご覧ください。

注 2) 長野県は事業税について標準税率を適用しています。

### 3 課税標準の計算方法

#### (1) 課税標準となる収入金額の計算方法

$$\text{課税標準となる収入金額} = \text{①収入すべき総額} - \text{②控除すべき金額}$$

(法 72 条の 24 の 2)

○ ①収入すべき金額とは

各事業年度において収入することが確定した金額で、その事業年度の収入として経理されるべきその事業年度に対応する収入をいいます。(通(県)3章4の9の1)

- 貸倒れが生じたとき又は値引きが行われたときは、貸倒れが生じた日又は、値引きが行われた日の属する事業年度の収入金額から控除してください。(通(県)3章4の9の1)
- 自ら電源開発等の事業を行うため建設仮勘定を設け、当該建設仮勘定に供給した電力に係る収入金額は自家消費に当たるため、収入金額に含めません。(通(県)3章4の9の3)
- 料金とあわせて収入する消費税(地方消費税を含む。)の金額は、収入金額に含めません。ただし、このうち、免税事業者等で消費税として納税しない金額については、収入金額に含めてください。
- 収入すべき金額には電気供給業に区分されるすべての収入を含むことから、損益計算書の売上高の金額のみならず、営業外収益及び特別利益等に区分される収入(受取利息や雑収入等)も含めてください。また、法人税の所得計算上加算される売上計上漏れ等も収入に含めてください。
- 事業年度中に支出した費用の戻入の性質を有するもの(租税還付金、出向負担金等)、及び引当金の戻入益等の実際に収入されないものは収入すべき金額に含まないこととしてください。

- ②控除すべき金額とは  
以下に掲げる法令等に規定された金額をいいます。

#### 控除すべき金額

- ・ 国又は地方団体から受けるべき補助金
  - ・ 固定資産の売却による収入金額
  - ・ 保険金
  - ・ 有価証券の売却収入金額
  - ・ 不用品の売却収入金額
  - ・ 受取利息
  - ・ 受取配当金
  - ・ 需要者等から収納する工事負担金
  - ・ 電気供給業を行う他の法人から電気の供給を受けて電気を供給する場合に供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額
  - ・ 他の電気供給業を行う法人から非化石証書を購入し、当該証書を使用して電気の供給を行う場合における当該購入の対価として当該法人が支払うべき金額に相当する収入金額
  - ・ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 36 条の賦課金
  - ・ 損害賠償金
  - ・ 投資信託に係る収益分配金
  - ・ 株式手数料
  - ・ 社宅貸付料等
- (法 72 条の 24 の 2 ①、令 22 条、規則 4 条の 2 の 2、告示 S30 年 29 号、S34 年 46 号、S42 年 55 号、H23 年 379 号)

- 控除すべき金額は収入すべき金額にも計上したうえで控除の対象としてください。
- 下線に関して、他の電気供給業を行う法人から供給されたもの（新エネルギー等電気相当量に係るもの等を含む。）に限られます。地方団体、個人供給業者、自家発電を行う者など収入割を課されないものから供給を受けたものについては控除対象となりません。  
また、他の電気供給業を行う法人から供給を受けた電気を自己で消費した場合には、当該消費に係る電気料金については控除の対象とすることはできません。（通（県）3章4の9の6）

- 上記のほか、以下のとおり法附則によって時限的に規定されている控除額があります。

#### 時限的に規定されている控除すべき金額

- ・ 他の電気供給業を行う法人から電気事業法第 17 条第 1 項に規定する託送供給を受けて電気供給を行う場合に当該託送供給に係る料金として他の電気供給を行う法人に支払うべき金額に相当する収入金額（法附則 9 条⑧、令附則 6 条の 2 ② 平成 12 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度に限り適用）
- ・ 特定実用発電用原子炉設置者が積み立てる金銭として当該特定実用発電用原子炉設置者に対して交付すべき金額に相当する収入金額（旧法附則 9 条⑩、旧令附則 6 条の 2 ⑥ 平成 28 年 10 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度に限り適用）
- ・ 廃炉実施認定事業者の収入金額のうち、小売電気事業者又は一般送配電事業者から交付を受ける廃炉積立金として積み立てる金額に相当する収入金額（法附則 9 条⑪、令附則 6 条の 2 ⑥ 平成 29 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度に限り適用）
- ・ 卸電力取引所を介して自らが供給を行った電気の供給を受けて当該電気の供給を行う場合における、当該供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額（法附則 9 条⑫、令附則 6 条の 2 ⑦ 平成 30 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度に限り適用）
- ・ 特定吸収分割会社又は特定吸収分割承継会社間の特定取引を行う場合における相手方から支払を受けるべき金額に相当する収入金額（法附則 9 条⑬、令附則 6 条の 2 ⑧ 平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度に限り適用）※大手電力会社の分社化関係
- ・ 一般送電事業者が発電事業者に交付する原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額及び原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額に相当する収入金額 法附則 9 条⑭、令附則 6 条の 2 ⑨ 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度に限り適用）

○ 課税標準となる収入金額とは

原則として、電気事業会計規則による収入（電気事業会計規則の適用がない場合には、これに準ずる方法により計算した収入）とし、定額電灯、従量電灯、大口電灯及びその他の電灯に係る電灯料収入、業務用電力、小口電力、大口電力、その他の電力及び他の電気事業者への供給料金に係る電力料収入（新エネルギー等電気相当量を含む）、遅収加算料金、せん用料金、電球引換料、配線貸付料、諸機器貸付料及び受託運転収入、諸工料、水力又はかんがい用水販売代等の供給雑益に係る収入及び設備貸付料収入並びに事業税相当分の加算料金等原則として電気供給業の事業収入に係るすべての収入を含みます。（通（県）3章4の9の2）

具体的には前述の①収入すべき金額及び②控除すべき金額の内容に準じて算定を行ってください。

**（2）課税標準となる所得金額の計算方法（小売電気事業及び発電事業のみ）**

所得等課税事業の所得金額の計算と同様に、法人税の所得の計算の例によって計算します。（法72条の23）

- 外形標準課税対象法人の付加価値額及び資本金等の額についても所得等課税事業の計算方法に準じて計算します。

- 繰越欠損金の取扱いについて以下の特例措置があります。

令和2年4月1日以後最初に開始する事業年度（以下「最初事業年度」といいます。）開始の日の前日を含む事業年度において、小売電気事業等又は発電事業等を行っていた法人が、新方式により当該事業に係る所得割の課税標準を算定する場合には、最初事業年度開始の前日10年以内に開始する各事業年度において、当該事業に係る所得を法人税の課税標準となる所得の計算の例により算定していたものとみなされます。（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第6条第2項）



### (3) 電気供給業以外の事業を併せて行う場合の計算方法

#### 原則

電気供給業とその他の事業(所得等課税事業)の事業部門ごとに区分し、それぞれ課税標準額を算定してください。

#### 例外(従たる事業が軽微な場合)

従たる事業が主たる事業に比べて社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の軽微なものである場合は、従たる事業を主たる事業のうちに含めて、主たる事業に対する課税方式によって課税標準額及び税額を計算して差し支えありません。

この場合、従たる事業が「軽微なもの」に該当するかは、実態に即して慎重に判断すべきですが、一般に従たる事業の売上金額が主たる事業の売上金額の1割程度以下であり、かつ、売上金額など事業の経営規模の比較において従たる事業と同種の事業を行う他の事業者と課税の公平性を欠くことにならないものをいいます。

(通(県)3章4の9の9)

#### ○ 区分計算上の注意

- 発電に際して、副産物として生じるものを販売等する場合には、当該販売等は所得等課税事業となります。
- 電気供給業を行う法人が、需要者その他の注文によりその事業に関連する施設の工事を行う場合は、当該工事を行う事業は所得等課税事業となります。ただし、その事業の規模及び所得が主たる事業に比して些少であり、付加価値額又は所得を区分して算定することがかえってはんさである等の場合には、当該工事に係る収入金額から当該工事のため下請業者等に支出した金額を控除した金額を主たる事業の課税標準である収入金額に含めても差し支えありません。(通(県)3章4の9の8)
- 従たる事業が主たる事業の1割以下であっても、主たる事業の附帯事業とは認められない程度の規模や独立性をもって行われる場合には区分計算を行ってください。(判断に苦慮する場合は県税事務所へご相談ください。)
- 従たる事業が「軽微なもの」であるかの判定は毎事業年度行ってください。申告書には判断の基準となる算定表(別記様式第1号又はこれに準ずるもの)を添付してください。
- 主たる事業が収入金額等課税事業である場合、従たる事業が軽微なものである

として例外を適用する場合、従たる事業の売上金額等を収入すべき金額に含める必要があります。

○ 所得金額の計算方法

損益計算書、法人税別表4、法人事業税の加算・減算の各項目について事業部門ごとに区分してください。また、各事業部門に共通の収入・経費については、売上金額など妥当な基準により按分し、電気供給部門とその他の事業部門の課税標準となる所得金額または欠損金額を計算してください。(通(県)3章4の9の5)

- 本社の全体的経費(管理部門経費、役員報酬、利息等)は通常共通の経費として扱います。
- 法人税別表4の税務加減算と法人事業税の加減算については、損益計算書において専属又は共通とした区分に従って区分してください。
- 妥当な按分基準として売上金額を用いる際に、一方の事業部門の売上金額に相当する収入が損益計算書上で売上高に計上されていない場合には(例:営業外収益に計上されている等)、当該金額も売上金額に含めて按分計算を行ってください(区分計算の可否の判定に用いる売上金額において同じ。)
- 按分基準に用いる数値は、税務加減算・修正申告・更正決定により変動する場合がありますので、ご注意ください(例:売上金額を按分基準に用いている場合に、修正申告において、売上金額の税務加減算があった場合など)。
- 一方の事業部門がマイナスとなる按分基準は、妥当とはいえません。

○ 付加価値額の計算方法(資本金の額が1億円超の法人のみ)

所得金額の区分計算と同一の方法で事業部門ごとに区分した収益配分額及び単年度損益に基づいて、所得等課税部門及び収入金額等課税部門の課税標準となる付加価値額を計算します。

(通(県)3章4の9の5)

○ 資本金等の額の計算方法(資本金の額が1億円超の法人のみ)

資本金等の額を各部門に係る従業者数により按分して収入金額等課税部門と所得等課税部門の資本金等の額を計算します。

- 資本金等の額の算定については、次に掲げる順序により行います。
  - ① 収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額の算定(令20の2の26①)
  - ② 一定の要件を満たす持株会社の資本金等の額の算定(法72の21⑥、令20の2の22・20の2の23)
  - ③ 外国の事業以外の事業に係る資本金等の額の算定(法72の22①、令20の

2の24)

- ④ 非課税事業以外の事業に係る資本金等の額の算定（令20の2の26③）
- ⑤ ①から④までの計算の結果が1千億円を超えている場合における資本金等の額の算定（法72の21⑦・⑧）
- ⑥ 所得等課税事業と収入金額等課税事業とを併せて行う法人のそれぞれの事業に係る資本金等の額の算定（令20の2の26⑥）

● 資本割の従業者按分を行う場合の従業者については次によります。（通(県)3章4の6の10)

- ・ 従業者とは当該法人の事業所等に使用される役員、使用人（非常勤役員、契約社員、パート等名称を問わず、原則として雇用関係又はこれに準ずる関係に基づき労務の提供を行う者の全て）をいいます。
- ・ 次の者はそれぞれ次の法人の従業者となります。  
派遣労働者＝派遣先（派遣元の業務にも従事するときは、派遣先・派遣元双方）  
出向者＝出向先（出向元の業務にも従事するときは、出向先・出向元双方）
- ・ 病気欠勤者等連続して1月以上の期間にわたって勤務しない者は従業者に含めません。
- ・ 従業者数は事業年度終了の日（仮決算による中間申告の場合は、事業年度開始の日から6か月を経過した日の前日）現在における各部門の従業者数をいいます。
- ・ 分割基準の算定で用いられる、従業者数特有の計算（従業者数に著しい変動のある事務所における平均計算、資本金1億円以上の製造業における工場従業者数の2分の1加算等）は行いません
- ・ それぞれの事業に区分することが困難な従業者の数については、所得等課税事業の付加価値額及び所得の算定に用いた最も妥当と認められる基準によって按分します。

#### （4）二以上の都道府県に事業所等を設けて事業を行う場合

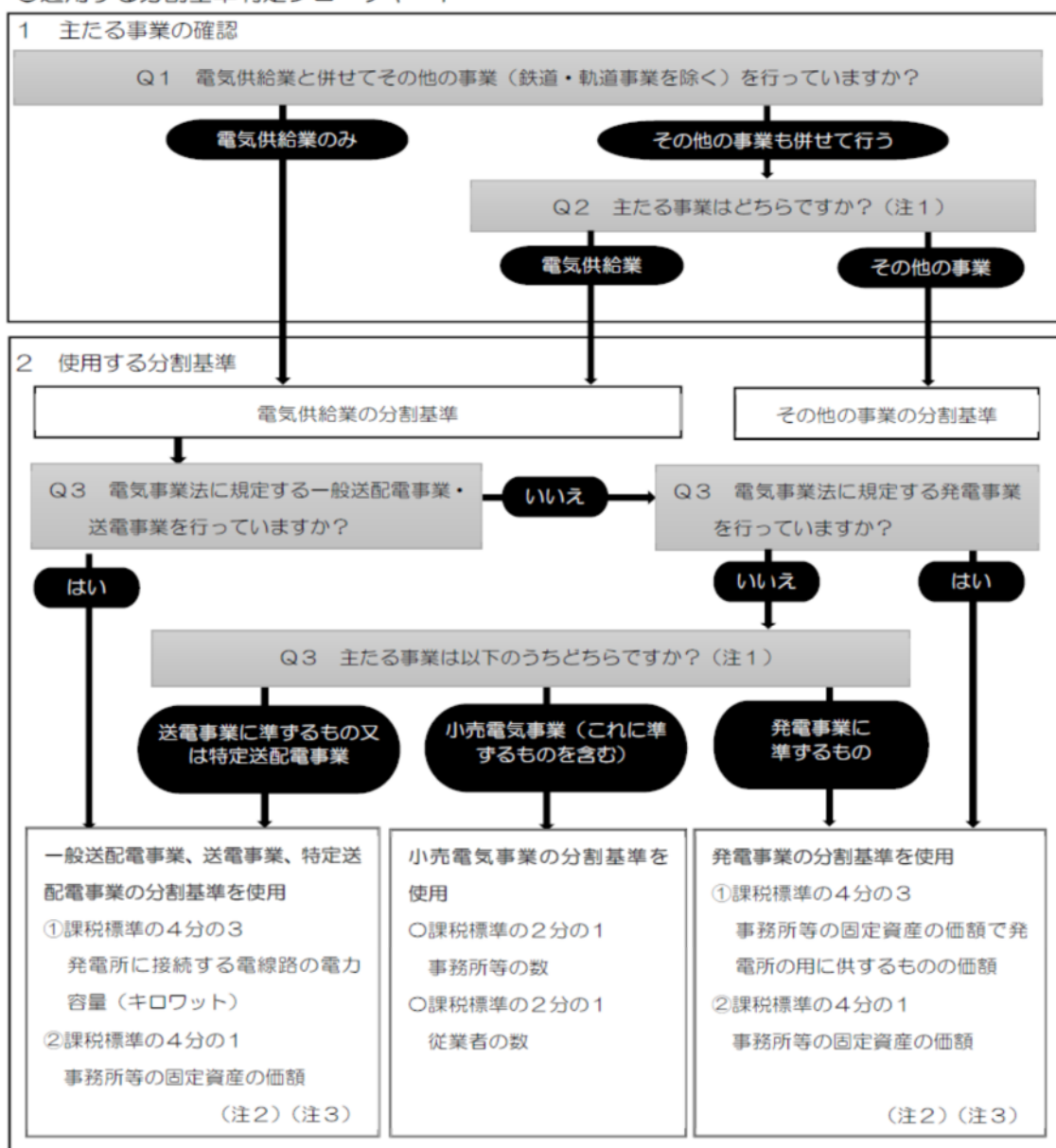
（1）～（3）で計算した課税標準総額を主たる事業の分割基準により分割してください。

主たる事業の判定に当たっては、それぞれの事業のうち売上金額の最も大きいものを主たる事業としてください。これによりがたい場合には、従業者の配置、施設の状況等により企業活動の実態を総合的に判断のうえ主たる事業を判定してください。

（法72条の48③、72条の48⑧、通(県)3章9の11）

詳しくは以下のフローチャートを参考にしてください。

◎適用する分割基準判定フローチャート



（注1）主たる事業の判定は原則として売上金額の最も大きいものとしてください。

（注2）①がない場合は②で課税標準の総額を按分します。

（注3）①②ともない場合は課税標準の総額を本店所在地の都道府県へ全額申告します。

- 昭和57年4月1日以前の既存発電所がある場合の特例は、平成29年3月31日以後終了する事業年度において廃止となりました。
- 平成29年3月30日以前に終了する事業年度においては、課税標準額の4分の3に相当する額を事業所等の固定資産の価額で発電所の用に供するものの価額に、課税標準額の総額の4分の1に相当する額を事業所等の固定資産の価額によって按分します。

### 電気供給業の分割基準である固定資産の価額とは

事業年度終了の日において貸借対照表に記載されている、事務所又は事業所の土地、家屋及び家屋以外の減価償却が可能な有形固定資産（建設仮勘定において経理されている固定資産のうち、当該事業年度の終了の日において事業の用に供されているものを含みます。）の価額をいいます。

（法 72 条の 48④三、規則 6 条の 2 の 2④、通(県)3 章 9 の 7）

注) 事務所等ごとの固定資産の価額の区分が困難な場合は、総務大臣の承認を受けて、設備の種類ごとに地方税法施行規則に規定されている按分基準によって按分した価額を分割基準に用いることができます。

（規則 6 条の 2 の 2⑤）

## 3 申告書に添付する書類

法人県民税・事業税の中間・確定申告書（第 6 号様式）に以下の書類を添付してください。（区分計算書別記様式第 1 号～第 10 号については、任意様式の提出でも可能ですが、同程度の内容の記載があること。）

- 電気供給業のみを行う場合（※ 1）
  - ・ 収入金額に関する計算書（第 6 号様式別表 6）
  - ・ 法人税法施行規則様式別表 4（写）
  - ・ 貸借対照表、損益計算書（※ 2）
  - ・ 収入金額の内訳が確認できる書類（雑収入等の勘定科目内訳明細書）  
(法 72 条の 25⑪⑫、72 条の 26④、72 条の 7①)
  
- 電気供給業とその他の事業を併せて行う場合（※ 1）

上記の電気供給業のみを行う場合の書類に加えて、

  - ・ 長野県が定める区分計算書（別記様式第 1 号～第 5 号）←任意様式でも可
  
- 二以上の都道府県に事業所等を有する場合
  - ・ 課税標準の分割に関する明細書（第 10 号様式）

※ 1 付加価値割及び資本割（外形標準課税）を申告する場合は次の書類も提出してください。

- ・長野県が定める区分計算書（別記様式第6号～第10号）←任意様式でも可
- ・付加価値額及び資本金等の額の計算書（第6号様式別表5の2）
- ・付加価値額に関する計算書（第6号様式別表5の2の2）
- ・資本金等の額に関する計算書（第6号様式別表5の2の3）
- ・報酬給与額に関する明細書（第6号様式別表5の3）
- ・純支払利子に関する明細書（第6号様式別表5の4）
- ・純支払賃借料に関する明細書（第6号様式別表5の5）

※2 令和2年4月1日以後終了事業年度から、国税の電子申告時に、e-Taxで定める方法により財務諸表を提出した場合には、法人事業税の申告において財務諸表が提出されたものとみなされます。

**(注意) 発電・電気小売事業を行う場合の申告書の様式**

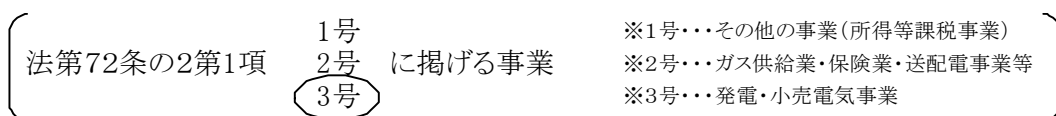
令和2年4月1日以降開始事業年度において発電事業又は電気小売事業を行う場合の申告は下記の新様式によってください。

- ・確定（修正）申告・・・第6号様式（その2）
- ・予定申告・・・第6号の3様式（その2）

また、その他の事業（所得等課税事業）を併せて行う場合においては、その事業区分ごとに各様式を作成します。（下図参照）

（事業区分ごとに作成すべき様式の一例）

- ・第6号様式別表5（所得金額に関する計算書）
- ・第6号様式別表9（欠損金額等及び災害損失金の控除明細書）
- ・第10号様式（課税標準の分割に関する明細書） …等



## 4 よくあるご質問

### Q 1 異動届

新しく電気供給業を開始しましたが、異動届は必要ですか？

A 1 事業の種類の変更は届出事項ですので、「事業変更（廃止等）申告書（法人分）」等によって、その旨を届け出てください。なお、課税標準の計算方法が変更となる場合がありますのでご注意ください。

### Q 2 準備期間

電気供給業を行うために設立された法人ですが、発電施設の建設を行っているだけで、まだ、電気供給を開始していない事業年度の課税はどうなりますか？

A 2 現に電気の供給を行っていない間は、法人事業税における「電気供給業」には該当しません。所得割（資本金1億円超の場合は、所得割、付加価値割及び資本割）により、申告してください。

### Q 3 収入すべき金額

納めた税金が過大となったので本税の還付金と、還付加算金を受け取りました。収入すべき金額においてこの取扱いはどのようになりますか？

A 3 税金の還付金は、費用が過大であることから払い戻されたものであり、収入すべき金額には含まれません。

なお、還付金に加算される還付加算金については、受取利息に該当しますので収入すべき金額に計上したうえで、控除すべき金額としてください。

### Q 4 繰越欠損金（その1）

所得等課税事業と電気供給業を併せて行っている場合、繰越欠損金を控除できるのは所得等課税事業に区分された部分だけですか？

A 4 そのとおりです。所得等課税事業に区分された欠損金のみを、翌期以降の所得等課税事業に区分された所得金額から控除することができます。

なお、令和2年4月1日以降開始事業年度において小売電気事業及び発電事業に区分される欠損金についても同様です。（収入金額等課税事業及び所得金課税事業のそれぞれの繰越欠損金を管理する必要があります。）

Q 5 繰越欠損金（その2）令和2年4月1日以降開始事業年度

太陽光発電事業を行う法人です。令和2年4月1日以降開始事業年度において所得割を課されるとのことですが、令和2年3月31日以前開始事業年度において発電事業において生じている欠損金を控除することはできますか。

A 5 課税方式変更以前に小売電気事業又は発電事業を行う法人が所得を計算していれば有していたと思われる繰越欠損金を引き継ぐことが可能です。ただし、令和2年4月1日以降に開始する最初の事業年度（最初事業年度という）の前日を含む事業年度において小売電気事業又は発電事業を行っており、最初事業年度において新方式により当該事業の所得を計算する場合に限りです。

当該経過措置を受ける場合には最初事業年度の確定申告書に、過去10年以内に生じている欠損金額の算定根拠となる過去事業年度の区分計算書等を添付してください。（令和2年改正法附則6条②）

Q 6 所得の計算 令和2年4月1日以降開始事業年度

所得等課税事業と発電事業を行っています。今期、区分計算したところ所得等課税事業の所得は黒字、発電事業の所得は赤字（欠損）でした。両者の所得を相殺して計算してよいですか。

A 6 事業区分を超えて所得を相殺することはできません。この場合所得課税事業の所得割の納税額が発生し、発電事業の欠損金額を発電事業分の翌期繰越欠損金として繰り越すこととなります。欠損金の取扱いは上記Q4、5のとおりです。

Q 7 電気供給業以外の事業を併せて行う場合の例外規定の適用

当社（資本金1億円以下）は所得等課税事業と発電事業を併せて行っていますが、「通（県）3章4の9の9」の規定の適用を受けて、所得等課税事業の課税方式（所得割のみ）で申告します。この場合、電気供給業を行う法人が申告書に添付すべき書類は必要ですか？

A 7 原則として必要ありません。ただし、適用要件を満たしているかを確認するため、貸借対照表、損益計算書及び区分計算書（別記様式第1号）等を申告書に添付してください。



Q 8 無人の設備

主たる事業が電気供給業の法人です。無人の発電設備（太陽光パネル等）のみが設置されていて、事業所等が所在しない県があります。この県にはどのように申告すべきでしょうか？

A 8 法人事業税は、事業所等の所在する都道府県に対して納税義務があります。無人の発電設備は事業所等に該当しませんので、当該設備のみが所在する県には申告の義務はありません。

この場合において、分割基準に用いる固定資産の価額等には当該発電設備を含めません。

Q 9 電気供給業以外の事業を併せて行う場合の区分計算について

当社（資本金 1 億円以下）は所得金課税事業（主たる事業）と電気供給業（従たる事業）を併せて行い、電気供給業の売上金額が所得金課税事業の売上金額の約 3 割という状況です。この場合、区分計算を行うこととなりますが、注意すべきことはありますか？

A 9 区分計算を行い、それぞれの事業に係る収入と経費を適正に計上しないと、税額が正確に算出できません。収入の算定においては、売上だけでなく営業外収益等の収入も適切に区分し計上すること、経費の算定においては、区分できない共通経費を妥当な按分基準を用いて計上することが重要です。

Q 10 中間申告

電気供給業を行う法人のため、収入割を申告している法人ですが、事業税の中間申告はどのようになりますか？

A 10 収入金額を課税標準として収入割を申告する法人で事業年度が 6 か月を超える法人は、法人事業税の中間申告納付をしてください（法人税での中間申告が不要の場合でも、法人事業税の中間申告納付は必要です。）。（法 72 条の 26⑧ただし書）

Q11 残余財産が確定した場合

電気供給業を行う法人が解散し、残余財産が確定した場合はどのように申告しますか？

A11 電気供給業を行う法人が解散し、残余財産が確定した場合には、電気供給部門に係る収入割による課税はありません（残余財産の確定の日の属する事業年度に係る申告）。（法 72 条の 29 第 3 項には収入割の申告が含まれていません。）

第6号様式別表6記載例(主に発電業を行う法人:従たる事業が軽微な場合)

損益計算書 (単位:円 税抜)		
I 売上高		
売電売上	14,000,000	
物品販売売上	1,000,000	15,000,000
II 売上原価	5,000,000	5,000,000
売上総利益		10,000,000
III 販売費及び一般管理費		
給与手当	4,000,000	
租税公課	500,000	
減価償却費	1,000,000	
貸倒引当金繰入	300,000	
その他	150,000	5,950,000
営業利益		4,050,000
IV 営業外収益		
受取利息配当金	50,000	
雑収入	300,000	350,000
V 営業外費用		
支払利息	20,000	
雑支出	50,000	70,000
経常利益		4,330,000
VI 特別利益		
固定資産売却益	500,000	
貸倒引当金戻入益	100,000	600,000
税引前当期純利益		4,930,000
法人税等		1,200,000
当期純利益		3,730,000

【雑収入の内訳】	
土地賃借料収入	120,000
補助金収入	180,000

収入金額に関する計算書		事業年度	法人名
法第72条の24の	摘要		金額
	収入金額の総額	売電収入	14,000,000
		物品販売収入	1,000,000
		受取利息配当金	50,000
		雑収入	300,000
		固定資産売却益	500,000
		①	15,850,000
の規定による収入金額	控除される金額	受取利息配当金	50,000
		雑収入(補助金収入)	180,000
		固定資産売却益	500,000
		計	②
	差引計①-②	③	15,120,000

収入すべき金額のすべてを記載します。貸倒引当金戻入益は実際に収入するものでないことから、含めません。

従たる事業が軽微として区分計算を行わない場合は、従たる事業の収入も収入割の対象になります。

上記に記載されている中で、控除すべき金額に該当するものを控除します。

第六号様式別表六

※ 一部記載を省略している箇所があります。  
 ※ 法人税において加算される売上計上漏れ等も収入すべき金額の対象となります。

## 別記様式第2号の記載の仕方

所得金額に関する計算書(電気供給業とその他の事業を併せて行っている場合)

①按分率 (別記様式第1号(8)から転記)	
--------------------------	--

科目	総額	所得課税事業		電気供給業		③共通
		区分されている	②共通を按分 (③×①)	区分されている	③-②	
売上高	損益計算書(P/L)から 転記します			収入すべき金額を第6号様 式別表6へ記載します		
売上原価						
売上総利益						
販売費及び一般管理費						
営業利益						
営業外利益						
別記様式第4号 合計①						
営業外費用						
別記様式第4号 合計②						
経常利益						
特別利益						
特別損失						
税引前当期利益						
法人税及び法人住民税						
当期利益						

【区分されている】欄は損益計算書及び別表4の総額のうち、所得課税事業又は電気供給業専属の金額を記載します。  
両事業に共通するもの又は区分が困難なものについては【③共通】欄に記載の上、按分します。

続き

科目	総額	所得課税事業		電気供給業		③共通
		区分されている	②共通を按分 (③×①)	区分されている	③-②	
税務加算	法人税別表4から転記します (法人税の欠損金控除は含まない)					
別記様式第5号 合計①						
税務減算	事業税所得計算上の加減算 (第6号様式左下欄に相当する金額)を記載します。					
別記様式第5号 合計②						
法人税所得(欠損金控除前)						
事業税加算(損金算入所得税等)						
事業税減算(外国税額等)						
仮計		イ	ロ	ハ	ニ	
繰越欠損金当期控除額		ホ		ヘ		
合計		(所得金額等課税事業) 課税標準となる所得 (イ+ロ)ホ	0	(収入金額等課税事業) 課税標準となる所得 (ハ+ニ)ヘ	0	

イ+ロが所得課税事業の単年度損益となります。マイナスの場合は所得課税事業に係る繰越欠損金として翌期に繰り越します。

(令和2年4月1日以降開始事業年度：発電及び小売電気事業のみ)  
ハ+ニが収入金額等課税事業の単年度損益となります。マイナスの場合は収入金額等課税事業の繰越欠損金として翌期に繰り越します。